



光陽通信

発行月：2019年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第10号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2019年夏号 目次

- ごあいさつ…………… p1
- 業務紹介…………… p2
- 事務所の概要…………… p3
- 判決に学ぶ…………… p4
- 特許法第50条の2の通知…………… p5
- 「タグライン」「キャッチフレーズ」の商標登録について…………… p6
- 不正競争防止法平成30年改正の概要……………
- 海外の特許事情…………… p7
- 職務著作について……………
- 銀座界限「てくてくグルメ」…………… p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

大阪高裁平成31年2月14日判決(平成30年(ネ)第960号)

第1. 初めに

本判決は、技術情報の営業秘密該当性について判断した大阪高裁の判決である。なお、以下においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

第2. 事案の概要

本件は、控訴人が、控訴人が製造するゴミ貯溜機に関する技術情報(以下「本件技術情報」という。)が不正競争防止法上の営業秘密である旨主張して、被控訴人らに対し、不正競争防止法に基づくゴミ貯溜機の製造販売の差止め及び廃棄並びに不正競争防止法違反の不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴を申し立てた。

第3. 判旨

本判決は、以下のように述べて、本件技術情報の営業秘密該当性を否定し、控訴人による控訴を棄却した。なお、下線は筆者による。「1 本件技術情報は不競法上の営業秘密であるか(争点(1))について

(1) 不競法上の営業秘密の要件

控訴人は、本件技術情報が不競法上の営業秘密である旨主張するところ、不競法上の「営業秘密」といえるためには、秘密として管理されている(秘密管理性)生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって(有用性)、公然と知られていない(非公知性)ことが必要である(同法2条6項)。

(2) 控訴人内部における管理について

控訴人は、上記のうち秘密管理性の点につき、本件技術情報は、電子データと電子データを印刷した紙ベースで保管され、それらの情報にアクセスできる者を福島工場の従業員18人と役員等の限られた控訴人の従業員に限り、また、就業規則に従業員の秘密保持義務を定めるほか、秘密保持の誓約書の提出を受けていた旨主張するとともに、それらの従業員は、本件技術情報が控訴人にとって重要な技術情報であり、社外に持ち出したり、漏洩したりしてはいけない秘密の情報であることは十分に認識できていたから、営業秘密として管理されていたと主張する。

証拠(甲31の1～31の18、甲32、33、36)によれば、控訴人主張の情報の管理状況や、就業規則の定め、従業員から誓約書を徴求している事実が認められ、その対象の情報が控訴人において重要な技術情報であると認識できるとの点も、そのとおり認めることができる。

(3) 外注先との関係における管理について

証拠(甲93の1～93の4)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人が外注先と製作請負契約を締結するに当たり、控訴人が外注先に対して貸与した物件等を対象とした秘密保持契約を文書により締結することがあったことが認められる。しかし、証拠として提出された当該秘密保持契約に係る契約書は、平成14年の作成日付のもの2通と、平成15年の作成日付のもの及び平成21年の作成日付のもの各1通にとどまる。

また、控訴人代表者の陳述書(甲21)には、控訴人が被控訴人サン・ブリッドから控訴人製品の部品の一部の供給を受けていた旨の記載がある一方、控訴人は、被控訴人サン・ブリッドではなく、被控訴人太陽工業から控訴人製品の部品の一部の供給を受けていたことを認めている。控訴人が部品の供給を受けていたのが被控訴人太陽

工業らのうちいずれであれ、その際には、控訴人から被控訴人太陽工業らに対して、少なくとも当該部品を製造するのに必要な範囲で、控訴人製品の図面等の情報が交付されていたことを推認できるが、控訴人と被控訴人太陽工業らとの間で秘密保持契約が締結された形跡はない。

(4) 被控訴人銀座吉田等との関係における管理について

被控訴人銀座吉田は、前提事実(1)エ、(2)アのとおり、平成6年頃から、香港、シンガポール及び中国における控訴人の唯一の代理店として、控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスを担当していたのであるから、控訴人は、長年にわたり、被控訴人銀座吉田に対し、それらの業務に必要な、控訴人製品に関する図面等の情報を数多く交付してきたことが推認される。

……他方、控訴人が、被控訴人銀座吉田との間で、被控訴人銀座吉田に交付する技術上の情報につき、秘密保持契約を締結し、又は締結しようとした形跡は全くない。控訴人が被控訴人銀座吉田に対してゴミ貯溜機に関する取引終了を通知した際の書面(甲9の1)にも、従前交付した図面等の取扱いについては触れられておらず、それ以外にも、控訴人が、被控訴人銀座吉田に対し、交付した技術上の情報の取扱いや用済み後の回収について何らかの要請をした形跡はない。

(5) 前記(2)から(4)までを踏まえた検討

上述のとおり、控訴人内部における本件技術情報の管理状況については控訴人の主張どおり認められるものの、控訴人が外注先に対して控訴人製品の図面等の情報を交付する際には、必ずしも秘密保持契約を締結しておらず、むしろ締結しなかった方が多かったことがうかがわれる。また、控訴人は、香港、シンガポール及び中国における控訴人の唯一の代理店として、控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスを担当していた被控訴人銀座吉田に対しても、長年にわたり、少なくとも本件技術情報の一部を含む多くの技術上の情報を交付しながら、秘密保持契約を締結することも、交付した情報の取扱いや用済み後の回収について何らかの要請をすることもなかったと認められる。控訴人が、被控訴人銀座吉田に対し、控訴人の交付する技術上の情報を秘密として管理されるべきものであることを表明した形跡はない。

また、控訴人は、長年にわたり、被控訴人銀座吉田に対し、香港等における控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスの業務に必要な図面等の情報を数多く交付してきたことが推認されるので、本件技術情報のうち、PLCプログラム等一部のものについてのみ、被控訴人銀座吉田との関係において、他の情報と異なる管理がされていたと認めることもできない。

そうすると、本件技術情報は、全て、不競法にいう「秘密として管理されていた」とは認められないというべきである。」

第4. 解説

1 本判決前の事情

不正競争防止法において最も重要な規定の一つとして、営業秘密に関する規定が挙げられる。

すなわち、不正競争防止法は、営業秘密につき、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義した上で(不正競争防止法2条6項)、このような営業秘密の取得、使用及び開示に係る一定の行為を不正競争行為として定め(同法2条1項4号から10号)、これらに該当する行為について、差止請求(同法3条)及び損害賠償請求(同法4条)を認めている。なお、不

正競争防止法4条の規定は、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求を排除するものではないことから、民法709条を根拠として損害賠償請求を行うことも可能である。

上記の営業秘密の定義は、一般に、「①「秘密として管理されている」こと、すなわち秘密管理性と、②「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であること、すなわち有用性と、③「公然と知られていないもの」であること、すなわち非公知性に分割され、多数の裁判例において、これら3つの要件を満たすか否かによって、営業秘密該当性が判断されていた。

2 本判決について

上記の事情のもとで、本判決は、上記①の秘密管理性について判断の上、その充足性を否定し、本件技術情報につき営業秘密に該当しないと判断した判決である。

すなわち、本判決は、控訴人内部における本件技術情報の管理の態様と、控訴人外部の者との関係における本件技術情報の管理の態様とに分けて詳細に検討した上で、控訴人内部における管理の態様としては、控訴人の主張の通り、営業秘密としての管理を認めたものの、外注先や代理店等に対して本件技術情報を交付するに際し必ずしも秘密保持契約を締結していなかった点を重視して、控訴人外部の者との関係においては、営業秘密としての管理がなされていない

かったものとして、秘密管理性の要件の充足性を否定している。

本判決は、一つの事例判決に過ぎないものの、従来社内における管理体制が問題となる場合が多かった秘密管理性の要件につき、社内における管理の態様と、社外の者との関係における管理の態様とに分けて詳細に検討の上、判断しており、事実認定の面で注目し得る判決であるといえる。

なお、本件においては、専ら上記①の秘密管理性について争われたものの、秘密保持契約を締結していない多数の者に本件技術情報が知られていた点に鑑みれば、上記③の非公知性の要件についてもその充足性が否定される可能性が高かったものと思われる。

3 今後の留意事項

上記のように、本判決は一つの事例判決に過ぎず、また、結論の妥当性自体も特に疑義が生じるものではないものの、他社への技術情報の開示の際の秘密保持契約締結の重要性につき再認識する契機とすべき判決であるといえる。

すなわち、秘密保持契約を締結していない社外の者に技術情報を開示してしまえば、特許出願時において新規性が失われる可能性がある等の問題が生じることに加え、さらに、不正競争防止法上の営業秘密に基づく請求も困難となるということを十分に認識した上で、技術情報の開示を伴う契約交渉等に臨むことが求められる。

特許法第50条の2の通知

弁理士 荒船良男

(1) 分割出願をした場合、拒絶理由通知に併せて、その拒絶理由が原出願等についての拒絶理由と同一である旨の通知がなされる場合があります。これが特許法第50条の2の通知です。

現行法では、出願審査請求時から権利化する発明について十分に精査することが出願人に求められる一方、補正が厳しく制限されています。いわゆるシフト補正の禁止や、最後の拒絶理由の場合の補正の大幅な制限が課されています。

このような補正の制限は、権利化する発明について十分に精査した出願人と、精査しない出願人との公平を図る観点、そして行政経済の無駄を図る観点から認められた制限です。

これと同じ観点から、特許法第50条の2の通知の制度が創設されました。この制度は、簡単に言えば、所定の場合に、拒絶理由があることを出願人が認識しながら同じ発明について何回も審査を求める場合には、最初の拒絶理由通知の段階から最後の拒絶理由通知の場合と同様の大幅な制限を課すというものです。

(2) 特許法第50条の2の通知がなされる場合

(要件1) 本願と他の特許出願とが分割出願の規定により同時にされたこととなっていること

本願と他の特許出願が独立した出願の場合には、同一出願人の出願であっても、特許法第50条の2の通知はなされません。特許法第50条の2の通知の対象となるのは、あくまでも、親出願と分割出願、同一出願から分割した分割出願同士のように1つの出願系列にある出願の場合です。

(要件2) 本願の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由に係る拒絶理由と同一であること

出願分割時に本願内容を多少変えたが、尚も、他の特許出願の拒絶理由が解消されていない場合にも特許法第50条の2の通知の対象となります。

(要件3) 当該他の特許出願の拒絶理由通知が、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものであること

原出願と分割出願が同一出願人のときだけでなく、原出願と分割出願が異なる出願人に属することとなった場合にも適用があります。

なお、他の特許出願の拒絶理由の到達日と本願の出願審査の請求日とが同日の場合や、他の特許出願の拒絶理由通知の閲覧が可能となった日と本願の出願審査の請求日とが同日の場合には特許法第50条の2の通知の対象とはなりません。

(2) 特許法第50条の2の通知が誤っている場合の対応

最初の拒絶理由通知の際の特許法第50条の2の通知が正しい場合には、勿論、最後の拒絶理由の場合と同様の大幅な制限下で補正をしなければなりません。しかし、特許法第50条の2の通知が誤っている場合には意見書等でその旨を主張しておかないと、形式的に最後の拒絶理由通知を受けた場合と同様の大幅な制限が課され、その制限に違反している場合には補正が却下されることとなります。

(3) 上申書の提出

そこで、特許法第50条の2の通知を受けることを極力防止するため、分割出願の際に上申書を提出しておくことが望まれます。

特許庁からは出願人が出願分割の際に上申書の提出が要請されており、この上申書では、次の点を記載するものとされています。

- ① 現出願からの変更箇所の明示、及び原出願からの変更箇所が原出願の明細書等に記載された事項の範囲内であること
- ② 分割出願に係る発明と他の特許出願（1つの出願系列にある出願。）に係る発明とが同一でないこと
- ③ 他の特許出願に係る拒絶の理由を解消していること

最初の拒絶理由通知の際に特許法第50条の2の通知を受けた場合、補正をする機会が最低でも1回は失われることとなります。したがって、審査官による過誤認定をなくす意味でも、分割の際に、上申書を提出しておくことによって、他の特許出願に係る拒絶の理由とは同じ拒絶の理由はないことを十分に主張しておくことが望まれます。

「タグライン」「キャッチフレーズ」の商標登録について

昨今、他社との違いを明確化し、自社の存在価値を高めるためには、単に商品・サービスの説明や情報提供を促進するだけでは足りず、その企業・商品・サービスの優位性を打ち出すことが必要となってきています。その施策例として、インパクトあるネーミングの作成、独自のデザイン・ロゴマークの制作、そして「タグライン」「キャッチフレーズ」の活用が挙げられます。その中でも、「タグライン」「キャッチフレーズ」を効果的に活用すると、商品・サービスの利点を分かりやすく表現したり伝えたりすることができ、また、企業の理念・ビジョン・ミッションなどをコンパクトに記憶深く浸透させることもできます。

近年、「タグライン」「キャッチフレーズ」は大企業だけのものではありません。中小企業・ベンチャー企業においても、社員間に「タグライン」「キャッチフレーズ」を浸透させることで、団結意識・士気を高め、第二の社名のように使用している事例も多くなってきています。

そのようなことを背景に、「タグライン」「キャッチフレーズ」を法的権利として守りたい、といったお問い合わせが、弊社でも急増しております。しかし、「タグライン」「キャッチフレーズ」は、著作性が認められない場合が多いため、著作権法での保護が難しく、また、不正競争防止法で保護されるためには高い要件をクリアする必要があります。そこで、弊社では、商標登録による権利保護をご提案しております。

「タグライン」「キャッチフレーズ」は商標登録可能なのか？

商標とはそもそも、「自分と他人の商品・サービスを区別するための標識」です。従って、ある「タグライン」「キャッチフレーズ」により、特定の企業・商品・サービス等が思い浮かぶのであれば、それは商標と言えます。

特許庁の商標審査基準においても、「商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみならず、造語等としても認識できる場合は拒絶要件に当たらない」としています。

実際、以下のように多くの「タグライン」「キャッチフレーズ」が商標登録されています。

商標	権利者	登録番号
つくっているのは、希望です。	第一三共株式会社	登録 5476475 号
The Power of Dreams	本田技研工業株式会社	登録 4599911 号
JUST DO IT	ナイキ イノヴェイト シーヴィー	登録 4206837-2 号他
I'M LOVIN' IT	マクドナルド インターナショナル プロパティーズ カンパニー リミテッド	登録 4774442 号
菌からあなたを守りたい	小林製薬株式会社	登録 5972662 号

出典：特許庁

すでに「タグライン」「キャッチフレーズ」を使用されているが商標登録は行ってない方、今後企業戦略の一環として「タグライン」「キャッチフレーズ」の活用をご検討されている方、是非一度弊所までご相談ください。確実に権利を守り、最大限活用するための最適なお願方法をご提案申し上げます。

文：弁理士 荒船 博司

不正競争防止法平成30年改正の概要

1. はじめに

平成31年7月1日に施行される不正競争防止法の改正内容（「限定提供データ」に係る不正競争行為）について説明する。

2. 改正の概要

(1) 目的

データを安心・安全に活用できる事業環境の整備のため、データ提供者と利用者の保護のバランスを考慮した規律を設ける。

(2) 保護対象となるデータ

ビックデータなどの一定の価値あるデータを、「限定提供データ」という概念を用いて保護する。

(3) 限定提供データの定義

平成30年改正不正競争防止法2条7項において、『「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。』と定義されている。

(4) 各要件の説明

① 限定提供性（業として特定の者に提供する）

業として → 反復継続して提供している場合

特定の者 → 一定の条件の下でデータの提供を受ける者（人数の多寡を問わない）

② 相当蓄積性（電磁的方法により相当量蓄積され）

相当量 → 社会通念上、電磁的方法によって蓄積されることによって価値を有するものであればよい。

③ 電磁的管理性（電磁的方法により管理され）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされていることが必要

→ データ保有者と、データ保有者から提供を受けた者以外の者がデータにアクセスできないようにするアクセス制限が施されていることが必要

→ 代表的なものがID及びパスワードによるユーザの認証

④ 技術上又は営業上の情報

利活用されている（又は利活用が期待される）情報が広く該当する。違法な情報や、これと同視し得る公序良俗に反する有害な情報は該当しない
秘密として管理されているものを除く → 営業秘密との重複を避ける趣旨

(5) 適用除外

平成30年改正不正競争防止法第19条第8号において、『その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為』は除外される。

(6) 禁止される行為の例示

① 権原のない者が、不正アクセス・詐欺等の管理侵害行為により不正にデータを「取得」「使用」「第三者提供」する行為

② データを正当に取得した者が、不正の利益を得る目的またはデータ提供者に損害を加える目的で、「横領・背任に相当すると評価される行為態様で使用」「第三者提供」する行為

③ 取得するデータについて不正行為が介在したことを知っている者が、当該不正行為にかかるデータを「取得」「使用」「第三者提供」する行為

④ 取得時に不正行為が介在したことを知らずに取得した者が、その後、不正行為の介在を知った場合に、データ提供者との契約の範囲を超えて「第三者提供」する行為

(7) 救済措置

「限定提供データ」に対する不正による「取得」「使用」「第三者提供」に対しては、「差止め」「損害賠償」「使用回復」等の民事措置が適用される。刑事措置については、今回見送られた。

3. まとめ

近年、AI技術やIoT技術の進歩にともなって、データの価値がより高まっている。

今回の改正により、特許や著作権等では保護されないが価値のあるデータが、一定の要件を満たすことで不正競争防止法により保護されることとなる。

弊社では、企業様において創出される価値あるデータをどのように保護すべきか、個別にアドバイスさせていただきますので、何なりとお問い合わせください。

今回説明した内容の詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。

出典元

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html>

文：弁理士 赤澤 高



海外の特許事情



米国では、101条の特許適格性に関して、2019年4月1日に連邦巡回控訴裁判所による判決（Cleveland Clinic Foundation v. True Health Diagnostics LLC）が下された。特許適格性については、前回ご紹介したように2019年1月7日に審査ガイドスの改訂版が公表されて、分析手法の第1ステップが大きく変更されたことから、特許要件の事実上の緩和となる可能性があるとして期待されている。しかし、本判決では、連邦巡回控訴裁判所の判決が、米国特許商標局（USPTO）の審査ガイドスに拘束されないことが示された。つまり、審査の基準が変更されて特許の取得しやすさが変わっても、侵害訴訟等における取得した特許の有効性の判断基準は変わらないことが示された。

中国では、2019年4月23日に商標法第4次改正が可決された。主な改正点としては、使用を目的としない悪意の商標登録出願が、拒絶理由及び無効理由として明文化された他、行政処罰の対象となることが明文化された。また、商標権侵害における法定賠償額及び懲罰的損害賠償額の上限が引き上げられた。改正法は、2019年11月1日から施行される。また、同日に不正競争防止法第2次改正が可決された。主な改正点と

しては、営業秘密の獲得手段としての電子的手段による侵入の追加や、不正開示行為の範囲の拡張などである。また、法定賠償額及び過料の上限が引き上げられた他、新たに懲罰的損害賠償制度が導入された。さらに、新たに立証責任を軽減する規定が新設された。

ヨーロッパ特許庁（EPO）が公表した2018年度の年報によれば、欧州特許出願件数は、前年比5.6%の増加の174317件で、過去最高を記録した。出願人の国籍を見ると、日本は前年比3.9%の増加の22615件で、前年と変わらず米国及びドイツに次ぐ3位であった。上位10カ国の増減を見ると、7位の韓国が前年比13.0%増の7296件と最も大きく伸び、次いで5位の中国が前年比8.8%増の9401件であった。

韓国特許庁の発表によると、2018年の知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願件数は前年比4.9%増の480245件で、過去最高を記録した。このうち外国企業による出願は全体の22.0%であり、特許では、外国出願人の上位10社のうち日本企業が6社を占めた。

文：弁理士 穂吉康平

職務著作について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

職務著作の規定（著作権法15条1項）により法人等が著作者とされるためには、著作物を作成した者が「法人等の業務に従事する者」であることが必要です。この「法人等の業務に従事する者」とは、基本的に法人等と雇用関係にある者と解されています。そこで、フリーランスその他雇用によらない働き方がなされる場合には、雇用関係の存否が争われるとともに、職務著作の成否が問題となります。

他方、働き方改革の中で許容されるようになった、労働時間管理に関する裁量性の広い労働者（改正労基法41条の2の高度プロフェッショナル制度が適用される労働者）は、雇用関係の存在については明らかです。しかし、このような労働者が作成した著作物は、同項の「職務上作成された著作物」に該当しないと判断される場面もあると考えます。

2 雇用関係の存否が争われるときの職務著作の成否

最高裁判平成15年4月11日判決（判例タイムズ1123号94頁）は、「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、①法人等の指揮監督関係下において労務を提供するという実態にあり、②法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかを、(a)業務態様、(b)指揮監督の有無、(c)対価の額及び(d)支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきとの基準（以下「平成15年最高裁基準」といいます。）を示しました。

上記の基準は、労働基準法や労働契約法上の労働者性についての、昭和60年労働基準法研究会報告の基準（①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③拘束性の程度、④代替性の有無、⑤報酬の労務対償性、⑥事業者性の有無、⑦専属性の程度）（以下「昭和60年基準」といいます。）と、ほぼ同様の内容と考えられます。そして、裁判例の多くは、昭和60年基準に即して、厳格に労働者性を判断してきました（注1）。

しかし、昭和60年基準により労働者性が認められる場合には、作成者は労働者保護の恩恵を受けられるのに対し、平成15年最高裁基準により雇用関係又はそれに類する関係の存在が認められた場合には、著作権及び著作者人格権が帰属しないという、利害関係の向きが逆の結論となります。そのため、例えば、原告が、一方を主位的請求、他方を予備的請求とした場合等、労働者性と職務著作の成否の双方が問題となる事件において、裁判所がどのような判断を示すのかについては、興味のあるところです（注2）。

3 労働時間管理に関する裁量性の広い労働者の作成した著作物について

東京地裁平成16年11月12日判決（判例秘書【L05934436】）は、原告と被告とが雇用関係にあることを前提に、個々の著作物が、「職務上作成する著作物」に当たるか否かは、(a)法人等の業務の内容、(b)著作物を作成する者が従事する業務の種類・内容、(c)著作物作成行為の行われた時間・場所、(d)著作物作成についての法人等による指揮監督関係の有無・内容、(e)著作物の種類・内容、(f)著作物の公表の態様等の事情を総合勘案して判断すべきとの基準を示しました。そして、本件原稿の作成が被告の指示に従って勤務時間外に作成されたものであること、本件原稿の記載内容が被告から具体的指示がされたものではないことから、本件原稿は、「職務上作成する著作物」に該当しないと判断しました。

上記の判断枠組みに従えば、上記の労働時間管理に関する裁量性の広い労働者において、特に使用者からの指示を受けずに作成した著作物については、当該労働者が日常担当する業務に直接含まれるものではなく、「職務上作成する著作物」に該当しないと判断されることもあると考えます（注3）。使用者としては、労働者の作成する著作物の内容について予め報告を求め、場合によっては、当該労働者の合意を得て、職務の内容を変更することも考えられます（注4）。

（注1）労働判例1197号26頁参照

（注2）被告（使用者）としては、よりダメージの少ない方を自認しつつ、他の争点につき争うことで、原告の請求をいずれも棄却する判決を求めるという戦略を取ることが考えられます。

（注3）加戸守行「著作権法逐条講義（六訂新版）」147頁は、「職務を遂行している過程において、職務との関連で作成したもの」は、本要件を充足しない旨述べています。

（注4）厚労告88号（いわゆる高プロ指針）の第3の2（1）イ（イ）参照

銀座界限

てくてく
グルメ

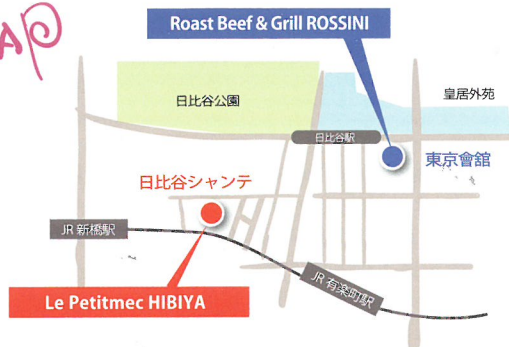


光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とっておきのお店を
ご紹介いたします。

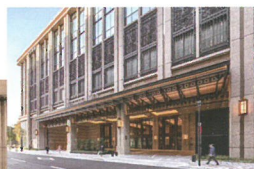
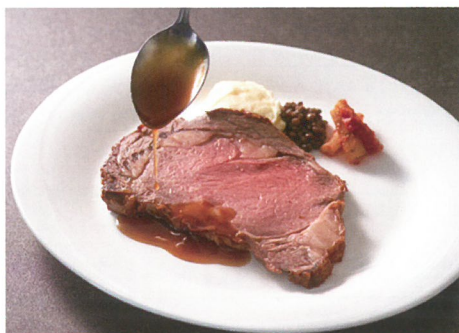
MAP



Roast Beef & Grill ROSSINI (ローストビーフ&グリル ロッシニ)

住所：千代田区丸の内 3-2-1 東京會館 丸の内本館 1F

電話：050-3134-4890 (本館レストラン予約センター 受付時間 10:00 ~ 20:00)



2019年1月8日に待望のリオープンを迎えた、東京會館 本館1階のグリルレストラン。東京會館伝統の逸品「ローストビーフ」にはじっくり煮込まれたグレービーソースと西洋わさびがアクセントのクリームが添えられ、ジューシーな肉の旨味を存分に味わえる。季節の食材が美しく調理されたランチコースは4,000円より。訪れた際には、初代本館から継承された優雅な意匠が随所に取り入れられた建物やインテリアにも注目したい。(価格は税・サービス料別)

■営業時間

• ランチ 11:30 ~ 14:30 (L.O.) • ディナー (平日) 17:30 ~ 21:30 (L.O.) • ディナー (土日・祝) 17:30 ~ 20:30 (L.O.)

Le Petitmec HIBIYA (ルプチメックヒビヤ)

住所：千代田区有楽町 1丁目 2-2 日比谷シャンテ 1F 電話：03-6811-2203



京都の大人気ベーカリー「Le Petitmec」が日比谷に進出。バリバリの生地が印象的な「ルバーブのデニッシュ」(290円)や、食べ応え抜群の「ローストビーフとバルサミコのサンドウィッチ」(450円)をはじめ、ハード系やブリオッシュ系、サンドウィッチなど多彩な種類のパンがショーケースに並ぶ。対面販売スタイルのため、店員さんと相談しながら選ぶのも楽しい。42席ある併設のイートインスペースでは、明るくゆったりとした空間で食事が楽しめる。(価格は税別)

■営業時間

• 8:00 ~ 20:00 (イートインのみ L.O./19:30)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階

TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727

URL：http://www.koyo-patent.co.jp